平成２１年（フ）第１２８号
熊本県八代市植柳上町340番地　Ｂ１－２
債務者　浦川　信子（旧姓簑田）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後１時50分
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１２３９号
東京都西東京市下保谷４丁目10番６号モンヴェール保谷108号
債務者　岩佐美優樹
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９８号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅18棟405号
債務者　萩原　剛
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１９号
山口県下松市大字河内1712番地
債務者　吉安ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２２３号
山口県下松市南花岡５丁目５番３号
債務者　藤村　国結
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２３２号
山口県周南市大字長穂2568番地の５
債務者　小川　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第５６３号
静岡県磐田市緑ケ丘11番７号、前住所静岡県袋井市木原264番地の１
債務者　北原　恵美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３３３号
長崎県佐世保市早岐２丁目16番３号
債務者　嘉田　耕三
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第７８号
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙1340番地
債務者　嶽本　基和
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２８０号
広島県福山市入船町２丁目11－８、住民票上の住所広島県福山市南蔵王町３丁目９番４号
債務者　小坂　清
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第５０２号
神奈川県座間市緑ヶ丘２丁目５番９号　サクラハイツ緑ヶ丘203号
債務者　小澤葉留美（旧姓永村）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５０６号
神奈川県相模原市相模台４丁目４番18号
債務者　宮入　忍
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５０７号
神奈川県相模原市相模台４丁目４番18号
債務者　宮入　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７０号
島根県邑智郡邑南町下田所53番地３
債務者　廣澤　正美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８０号
島根県江津市浅利町353番地43
債務者　鎌田　一
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８１号
島根県江津市浅利町353番地43
債務者　鎌田　典子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部